

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立中央青少年交流の家実習生受入実施要項

平成 23 年 6 月 20 日

所 長 裁 定

1. 趣旨

国立中央青少年交流の家（以下、「中央交流の家」という。）は、社会教育主事をはじめとする社会教育・青少年教育に関する人材の育成や、中央交流の家の業務経験を通して学生・生徒等に高い職業意識を醸成することを、国立青少年教育施設の役割と捉え、社会教育実習やインターンシップ等を積極的に受け入れることとし、受け入れに関して必要な事項を本要項に定める。

2. 対象

実習に真摯に取り組む意志があり、かつ、社会人としてのルール・マナーを遵守し、適切な言動がとれる、以下の学生等を実習の対象とする。

(1) 社会教育実習生

社会教育主事の資格取得や社会教育指導者としての専門的な知識・技術の習得を目的とする学生等

(2) インターンシップ

中央交流の家の実際の業務に接することにより、学習意欲を喚起し高い職業意識を持つことを目的とする学生等

(3) その他実習生

その他、(1)(2)に類する目的の学生等

3. 実習の内容

青少年教育に関する知識・技術の習得とともに、青少年教育指導者や社会人として、高い識見と人格を有することに努める意欲や態度を育成する。

なお、実習計画は、中央交流の家が別に定める「青少年教育施設実習カリキュラム」を参考に、申込機関の方針等を踏まえ、実習生の要望を取り入れ立案する。

4. 実習の指導

実習の指導は、中央交流の家の全職員が行うことを基本とする。

また、実習計画の立案や実習の指導・助言・評価を行う者を指導担当者とし、企画指導専門職があたる。

5. 実習の申し込み

(1) 実習生の受け入れを申し込む機関（以下、「申込機関」という。）の長は、申請書（様式 1）及び個人調書（様式 2）を、中央交流の家の所長に提出する。

(2) 所長から、申込機関の長に受入許可書（様式 3）を送付する。ただし、同時期に申込者が多数ある場合は、当該機関に対して調整を行うとともに、場合によっては選考とする。

6. 実習証明書等の交付

申込機関から、実習生の実習事項についての証明や評価の依頼があった場合は、実習証明書等を交付する。

7. 実習の経費

- (1) 社会教育実習の実習料は一人1回につき4,000円とし、実習の開始前に納入することとする。実習開始前の納入が出来ない場合は別途相談する。なお、納入した実習料の返納は、特別の事情が有る場合を除いて出来ないこととする。
- (2) 実習に必要な教材費、交通費、食費、寝具費等は実習生の負担とする。なお、これらの経費は中央交流の家が指定する方法で納入することとする。

8. その他

- (1) 実習生は、当該実習を対象とする賠償責任保険及び傷害保険に加入することとする。
- (2) 実習生は、中央交流の家の規則を遵守することとする。
- (3) 実習生が中央交流の家の規則に反したり、職員の指導等に従わなかったりした場合、また、実習生としてふさわしくない行為をした時は、実習を中止することがあることとする。
- (4) 申込機関は、実習内容が中央交流の家の利用者や事業の参加者に直に接するものであることから、実習生に対して、社会人として求められるルールやマナーを遵守し、社会人としてふさわしい言動がとれるように、事前の指導を行うこととする。
- (5) その他、実習に必要なことは別に定める。